

計画の内容

第4章

第4章

計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点分野1

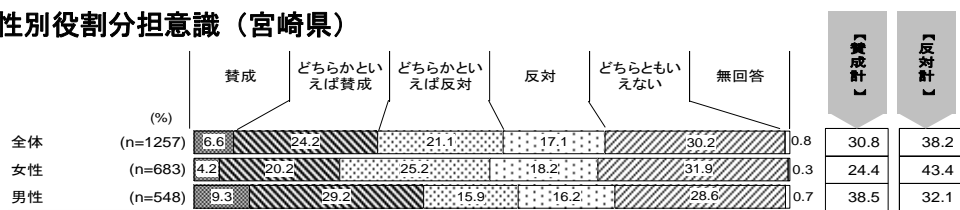
男女共同参画の理解の促進

<現状と課題>

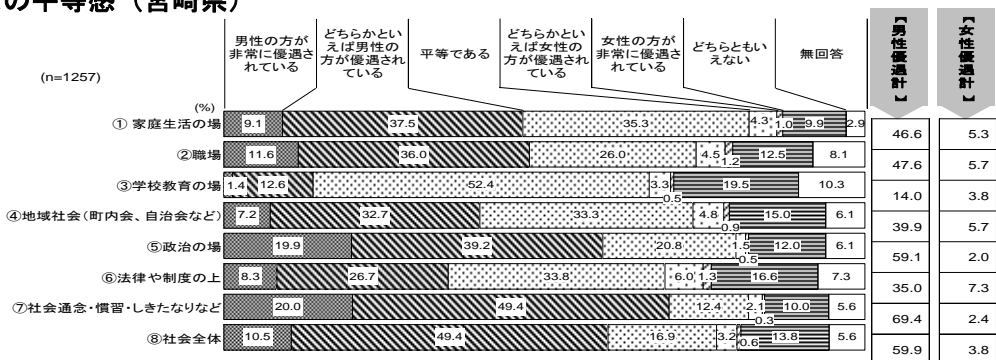
男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、これまで男女共同参画推進のための様々な取組がなされてきましたが、男女共同参画社会を実現する上で大きな障害の一つとなっている性別に基づく固定的役割分担意識は、人々の意識の中に根強く残っており、これに基づく慣習・慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。また、男女の地位についても、社会の様々な分野で男性優遇感をもつ人が依然として多くなっています。

男女共同参画社会を実現するため、一人ひとりが固定的性別役割分担意識を見直し、家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、共に責任を分かちあいながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を生かした多様な生き方を認めあうことの大切さを理解し、男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、意識啓発や情報提供を行っていく必要があります。

■ 固定的性別役割分担意識（宮崎県）



■ 男女の平等感（宮崎県）



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成22年)

施策の基本的方向(1) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発を推進します。

具体的施策

- 男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組みます。(生活・協働・男女参画課)
- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。(生活・協働・男女参画課)
- 男女共同参画の意識や現状を把握するための統計資料・関連情報を広く収集し、県民にわかりやすい形で提供します。(生活・協働・男女参画課)
- 男女共同参画に関する法令や県の計画について理解を広げるための広報・啓発を推進します。(生活・協働・男女参画課)
- 「人権啓発強調月間*」や「人権週間*」など、各種の機会を通じて、男女平等の人権問題に関する県民の認識を深める広報・啓発を推進します。(人権同和対策課)
- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じ、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報・啓発を推進します。(人権同和対策課)
- 学校や家庭において児童生徒と保護者が人権について話しあうための啓発資料を作成・配付し、人権尊重の精神の醸成を図ります。(人権同和教育室)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え）にとらわれない人の割合	38.2%	22	50%	28
社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	16.9%	22	30%	28
宮崎県男女共同参画センター主催講座の満足度	97.2%	22	100%	28

* 人権週間・人権啓発強調月間：法務省と全国人権擁護委員連合会により、「世界人権宣言」が採択された12月10日を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」として定められた。また、宮崎県では、8月を「人権啓発強調月間」としている。

施策の基本的方向(2) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

あらゆる世代の男女が、生涯にわたって男女共同参画の視点を学んだり、社会参画の意識を高めることができるよう、講座の開催や講師の情報提供などによる学習機会の充実を進めます。

具体的施策

- 県内各地に出向いて講座を開催するなど、県民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を増やすよう努めます。(生活・協働・男女参画課)
- 男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会の提供に努めます。(生活・協働・男女参画課)
- 「男女共同参画週間*」、「人権週間」、「農山漁村女性の日*」等、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの県民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。(生活・協働・男女参画課、人権同和対策課、地域農業推進課)
- 人権問題に関する研修や学習のための人材の育成や手法の充実、教材・資料等の整備を図ります。(人権同和対策課)
- 男女平等等人権問題に関する研修会の開催や研修会への講師派遣を行うなど、より多くの県民に人権問題を学習する機会を提供します。(人権同和対策課)
- NPO 等民間団体と協働し、講演会やワークショップなど、学習の機会を提供します。(人権同和対策課)
- みやざき学び応援ネット*を通して、男女共同参画に関する学習機会の情報を提供します。(生涯学習課)

* 男女共同参画週間：「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を運動期間とし、内閣府が主唱して平成13年度から実施している。

* 農山漁村女性の日：農林水産省の提唱により、農山漁村女性の役割を正しく認識し、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として3月10日を「農山漁村女性の日」として制定した。

* みやざき学び応援ネット：県民の生涯学習の取組を支援するために、県内の各市町村、社会教育関係施設、文化施設、大学等から提供された情報をインターネットを通じ提供するシステム。

施策の基本的方向(3) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

家庭、職場、地域などで男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる慣習・慣行の見直しについて、広く呼びかけを行っていきます。

具体的施策

- 地域のしきたりや慣習が、男女共同参画に配慮され、必要に応じて見直されるよう、広報・啓発に取り組みます。(生活・協働・男女参画課)
- 家庭、職場などにおいて、男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、広報・啓発に取り組みます。
(生活・協働・男女参画課)
- 男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組みます。(生活・協働・男女参画課)【再掲】
- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。(生活・協働・男女参画課)【再掲】
- 男女共同参画に関する法令や県の計画について理解を広げるための広報・啓発を推進します。(生活・協働・男女参画課)【再掲】
- 「人権啓発強調月間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、男女平等の人権問題に関する県民の認識を深める広報・啓発を推進します。(人権同和対策課)【再掲】
- 男女共同参画苦情処理制度*の周知を図るとともに、苦情に対して適切な処理を行います。(生活・協働・男女参画課)
- 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しが図られるよう、男女共同参画に関する相談体制の充実に努めます。(生活・協働・男女参画課)

* 男女共同参画苦情処理制度：宮崎県男女共同参画推進条例第14条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策などについての苦情の申出を受け付ける制度。

施策の基本的方向(4) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

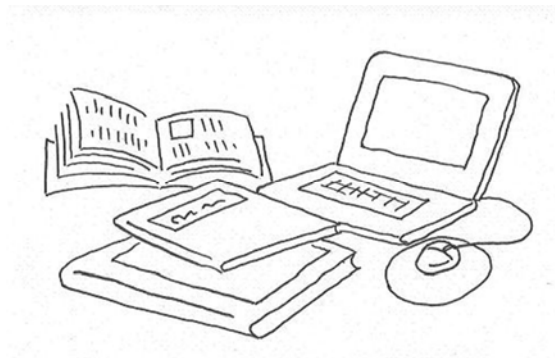
広報、出版物における表現が性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画に配慮したものとなるよう、広報・啓発に取り組みます。

また、インターネットをはじめ様々なメディアからの男女共同参画を阻害する情報に対し、受け手側が主体的に判断できるよう、メディア・リテラシー*の育成・向上を図ります。

具体的施策

- 県の作成する広報、出版物について、性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現となるよう配慮します。(全部局)
- 学校における情報教育を通して、様々なメディアからの男女共同参画を阻害する情報に対し、情報を正しく理解する能力の育成や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度の育成など、メディア・リテラシーの育成・向上に努めます。

(学校政策課)



*メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

重点分野2

男性・子どもにとっての
男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

● 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成は、女性だけでなく男性にとっても重要な課題です。

しかし、現状では、固定的性別役割分担意識をもつ人は女性よりも男性のほうが多く、男性の家庭生活・地域活動への参画は、長時間労働などの影響により十分には進んでいない状況です。また、本県の平成22年の人口10万人当たりの自殺者数は27.1人(概数)となっており、自殺者数の約7割を男性が占めています。

男女共同参画社会が実現することにより、誰もが性別にかかわらず個性と能力を生かした多様な生き方を選択することができ、職場、家庭、地域などあらゆる場面で男女が共に責任を分担しながら支え合うことができるようになるため、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい社会となります。

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深め、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれず、生き生きと暮らすことができるよう、特に男性を対象にした意識の啓発や男性に対する支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

● 子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会を築いていくためには、次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長していくことが重要です。

家族の形態や個人のライフスタイルが多様化する中、性暴力や児童虐待などの子どもに関する問題が顕在化してきており、子ども達が健やかに成長できるよう、安全で安心して暮らせる環境を実現する必要があります。

また、子どもたちが、人権の尊重、男女平等及び男女が協力して家庭生活を築くことや社会へ参画することの重要性について理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれずに将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図るとともに、社会全体で子どもを支える体制の整備を図っていく必要があります。

施策の基本的方向(5) 男性に対する広報・啓発活動の推進

男女共同参画の意義について、男性自身が理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれず自分らしい生き方ができるよう、男性を対象にした広報・啓発活動を推進します。

具体的施策

- 男性に対し、固定的性別役割分担意識を解消するための広報・啓発を推進します。
(生活・協働・男女参画課)
- 男女共同参画の意義について男性自身が理解を深めることができるよう、男性を対象とした広報・啓発活動を推進します。(生活・協働・男女参画課)
- 男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報啓発活動を推進します。(生活・協働・男女参画課)【再掲】
- ボランティアやNPO活動の活性化を通じて、各種地域活動への男女の積極的な参画を促進します。(生活・協働・男女参画課)【再掲】
- 家庭教育支援や読書活動推進のための講座に男性の参加を呼びかけます。(生涯学習課)【再掲】

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
宮崎県男女共同参画センター主催講座(講師派遣を含む)の男性受講者の割合	—	—	30%	28



【宮崎県男女共同参画センター】

宮崎県における男女共同参画推進の拠点施設として、平成13年8月に設置。情報提供、啓発、相談、交流事業を実施しています。

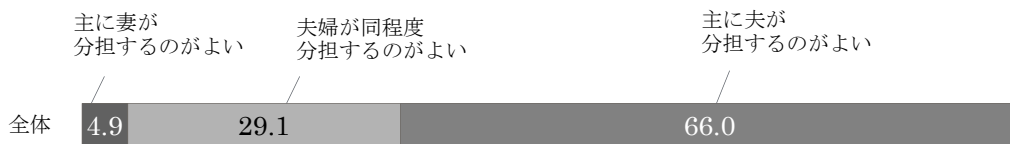
施策の基本的方向(6) 男性に対する支援体制の充実

男性であることで負っている社会的な重圧や悩みなどについて相談体制の充実を図り、男性が豊かで健全な生活を送れるよう支援を行います。

具体的施策

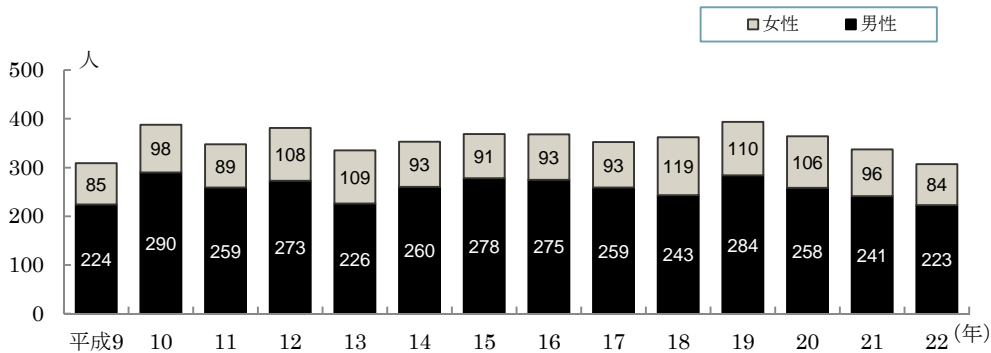
- 男性を対象とした心や生き方の悩み等に対する相談体制の整備を行います。
(生活・協働・男女参画課)
- 自殺者の約7割を男性が占めている現状を踏まえ、誰もが相談しやすい体制づくりや、相談窓口の広報に努めることにより、自殺者の減少を図ります。(障害福祉課)

■ 家計を支えることについての意識 (宮崎県)



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成22年)

■ 自殺者数の推移 (宮崎県)



資料:宮崎県障害福祉課

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年	数値	年
自殺者数(10万人当たり)	27.1人	22	22.9人	28

施策の基本的方向(7) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが、性別によってその可能性が狭められることなく、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

具体的施策

- 子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、広報・啓発を推進します。(生活・協働・男女参画課)
- 小中高校生を対象に人権に関する作文、図画・ポスターを募集し、その制作を通じて、豊かな人権感覚を身につけられるよう努めます。(人権同和対策課)
- 児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や勤労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身につけることができるよう、職場体験やインターンシップなどの体験活動等も実施しながら、総合的にキャリア教育*を推進します。(学校政策課)
- 共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。(学校政策課)
- NPO等と連携を図りながら、青少年を対象として思春期を学ぶ講座や生命の誕生、大切さなどを学ぶワークショップを行い、男女共同参画の理解を深める機会を提供します。(生涯学習課)
- 医療機関等との連携体制の整備を図りながら、心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、性に関する教育を推進します。(スポーツ振興課)
- 教職員の人権感覚の高揚と人権教育に関する専門的指導力の向上を図るために、参加体験型学習(ワークショップ)等の研修を推進します。(人権同和教育室)
- 児童生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるための技能の育成を推進します。(人権同和教育室)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
人権教育指導者養成研修会の受講者数(累計)	3,704人	22	4,900人	28

*キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

施策の基本的方向(8) 子どもに関する支援体制の充実

次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、個性と能力を発揮して健やかに育っていくため、社会全体で子どもを支える体制の整備を図ります。

具体的施策

- 子どもや家庭に関する様々な相談に適切に対応するための児童相談所等の体制強化や、地域において児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない支援体制づくりを推進します。(こども家庭課)
- 「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害図書類等の指定や、書店・コンビニエンスストア等への立入調査活動を実施するとともに、地域ぐるみの環境浄化活動を促進します。(こども家庭課)
- 修学や就業のいずれもしていないなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもや若者が社会の一員として自立し成長できるよう、社会全体による支援の取組を促進します。(こども家庭課)
- 児童が使用する携帯電話のフィルタリング普及、インターネット、携帯電話の使用に絡む児童被害防止のための広報・啓発を推進するとともに、インターネット上の違法・有害情報の取締り、削除要請など、サイバー空間の環境浄化を推進します。(警察本部生活安全企画課)
- 非行少年や被害少年に対する立ち直りのための支援活動を実施します。(警察本部少年課)

